

## 石巻市 地域子ども食堂支援事業補助金 － 募集のお知らせ －

近年、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化し、共働き世帯やひとり親世帯も増え、家族そろって食事をする機会の減少とともに「孤食」や「孤立」を余儀なくされる子どもや、貧困が原因で粗食や欠食の子どもたちが増えています。

石巻市では、平成31年度から「食」の提供と「見守り」を通して、安心して過ごせる子どもたちの居場所づくりに取り組む地域団体等に対し、その「子ども食堂」の開設及び運営に掛かる費用の一部を補助する事業を実施します。

さまざまな環境にある子どもたちが、地域とつながり、将来に希望を持って健やかに育つ地域環境づくりと関係機関とのつながりを進めていきます。

### 1 補助対象となる事業

以下の要件をすべて満たしているものが対象となります。

- (1) 石巻市で子ども食堂を開設し、及び運営するものであること。
- (2) 子どもに、無料又は低額で食事を提供すること（持ち帰りも可）。（利用者から食材等の実費相当額を徴収することはできません。）
- (3) 1回当たり**5名**以上の子どもの参加が見込めること。
- (4) 子ども食堂を原則**年4回**以上定期的に実施すること。（事業実施初年度は、この限りではありません。）
- (5) 1回当たりの開催時間は概ね2時間以上とすること。
- (6) 子どもの様子を見守り、必要に応じて各種関係機関と連携をとること。
- (7) 宗教活動又は政治活動並びに営利を目的とするものではないこと。

子ども食堂の運営に当たっては、次の事項も留意してください。

- 1 食事の提供だけでなく、子どもへの声かけや、参加者同士が交流することができる環境づくりなどを行い、地域の人たちと安心して過ごすことのできる「居場所づくり」を実施すること。
- 2 事業実施時においては、常駐できる責任者を配置すること。
- 3 居場所を必要とする子どもを広く受け入れ、事業実施について、チラシの配布等により広く周知を行うこと。
- 4 事業の実施中や帰宅時等において、利用者の安全管理に十分配慮すること。
- 5 常に、食品衛生、**食品アレルギー等**に配慮した運営に努めること。

## 2 補助対象団体

以下の要件をすべて満たしている団体のみ申請することができます。

- (1) 石巻市内に住所を有する地域住民で組織し活動する団体、又は石巻市内に主たる活動の拠点を有する団体であり、1年以上継続して子ども食堂を運営する意志及び能力を有すると認められること。
- (2) 団体規則、会則その他の組織及び運営に関する事項を定めたものがあること。
- (3) 組織の代表者が明確であること。
- (4) 明朗な会計及び経理を実施し、その報告ができる団体であること。
- (5) 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 団体の活動内容が公序良俗に反するものでないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係ある団体でないこと。

## 3 補助金の交付額

- (1) 対象経費（他の団体等から補助を受けている経費は対象外）〈別表参照〉
  - ア 子ども食堂の新規開設に要する経費（開設経費）
  - イ 子ども食堂の運営に要する経費（運営経費）※事業実施初年度においては、ア、イの両方を申請することができます。

- (2) 補助額 補助対象経費の額から寄附金等や利用者から徴収した食事の代金などの収入を差し引いた額の1/2以内の額と、上限額もしくは下表により算出した補助限度額と比較して少ない方の額

上限 開設補助 5万円  
運営補助 下表のとおり

※申請の際に区分を選択します。区分変更は原則できません。  
※実績報告により区分が確定します。上位の区分に変更が必要な場合は、予算の範囲内での対応となります。

開催1回当たりの子どもへの食事提供数	補助限度額
5食以上19食以下	1開催日当たり2,500円に年間開催回数に乗じて得た額。ただし、50,000円を限度とする。
20食以上39食以下	1開催日当たり5,000円に年間開催回数に乗じて得た額。ただし、100,000円を限度とする。
40食以上	1開催日当たり10,000円に年間開催回数に乗じて得た額。ただし、200,000円を限度とする。

※ 開設補助は、原則申請した年度内に事業を開始した場合のみ補助します。ただし、事業を実施する場所を追加する場合は、2年目以降も、1団体につき1か所に限り、申請することができます。

※ 運営補助は、同一の子ども食堂について申請年度内に1回、1団体につき1か所のみ交付となります。

※ 交付金額の千円未満の端数は切り捨てるものとします。

## 4 留意事項

申請及び事業の実施に当たっては、以下の点に留意してください。

- (1) 個人情報の保護に十分配慮すること。
- (2) 子ども食堂の開設及び運営に関し、この要綱に基づく補助金以外の他の補助等を受けている経費と同じ経費は、補助対象とならないこと。
- (3) 提出書類は、審査結果に関わらず返却しないこと。また、石巻市情報公開条例により情報公開の対象となる場合があること。
- (4) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担となること。

## 5 事前相談及び申請

事前相談 常時受付しています。下記の受付時間内にお越しください。

メールでも受け付けます。下記のアドレスに様式等を送信してください。

募集期限 令和4年2月25日（金）まで

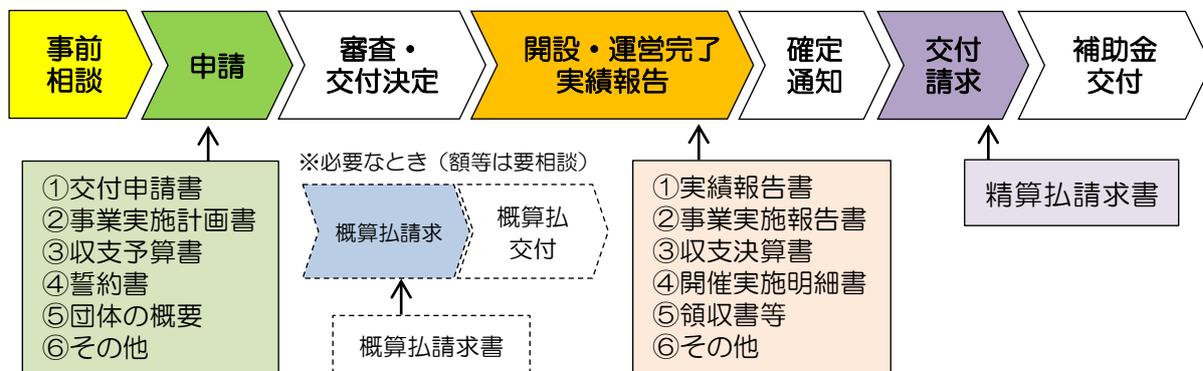
受付時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで（年末年始、祝日除く。）

受付場所 市役所2階 子育て支援課 電話 95-1111 内線 2553

メールアドレス：ischisup@city.ishinomaki.lg.jp

※申請の際は、事業計画や予算等に関して何うことがありますので、概要を把握されている方がお越しください。不明な点は、後日電話で問合せすることがあります。

## 6 事前相談から補助金交付までのながれ



※概算払を希望される場合は、申請時にご相談ください。（実績報告、確定通知後に精算となります。）

※補助金の交付決定後に、事業内容の変更、中止又は廃止の必要が生じた場合は、内容により承認が必要となるため、速やかにご相談ください。

※各様式については「石巻市子ども食堂支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。

## 7 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、補助金の申請を無効とします。

- (1) 申請者が、前記1、2に定める申請のための資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微なものは除きます。）
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 事業計画の記載内容が、法令違反など著しく不当な場合

## 8 補助対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※ 証拠書類等により補助対象となる事業の実施が確認できる場合の補助対象となる事業に要した経費に限り、補助申請日以前の経費も対象とします。ただし、

## 9 申請書類の配布

次のいずれかの方法により、配布します。

(1) 石巻市ホームページからのダウンロード

※ URL : <https://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

(2) 石巻市2階 福祉部子育て支援課窓口

## 10 当初申請時の提出書類

補助金の申請を希望する団体は、募集期間内に次の書類を提出してください。

(1) 地域子ども食堂支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業実施計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 誓約書（様式第4号）

(4) 団体等概要書（様式第5号）

(5) 団体の規約、会則、役員名簿その他これに類するもの

## 11 実績報告時の提出書類

補助事業が完了したときは、**年度の最後の事業が終了したあと30日以内又は令和4年4月15日（金）のいずれか早い日までに**、次の書類を提出してください。

(1) 地域子ども食堂支援事業補助金実績報告書（様式第9号）

(2) 事業実施報告書（様式第10号）

(3) 収支決算書（様式第11号）

(4) 領収書等の写し

※複数枚をコピーするときは重なり合わないようにし、A4サイズに貼付のうえ、あて先、日付、具体的な品名等を記載してください。

※レシートの添付も可とします。ただし、あて先や具体的な品名等を必ず記載してください。

(5) その他開催案内チラシや写真などの活動実績の分かるもの

## 12 補助金の交付請求

実績報告の内容を審査し、補助金額を確定しますので、補助金額確定通知書交付後に、地域子ども食堂支援事業補助金精算（概算）払請求書（様式第13号）を提出してください。

別表<補助対象経費>

区分	補助対象経費	主な内訳
開設経費	修繕費等	建物の修繕又は改修に係る経費（事業実施に最低限必要な改修に限る。） ※建物の躯体の変更など、大規模な増改築は対象外
	備品購入費	1点1万円以上で、事業実施に当たって必要な備品及び物品の購入費用 ・調理に要する鍋やフライパン等の器具 ・冷蔵庫や電子レンジ、ポット等の家電類 ・机、椅子、棚等の什器類 ・その他備品又は物品として適当と判断するもの
運営経費	貸借料又は会場借上料	事業に利用する場合に限る。 ※自宅や他の事業に使用する事務所等の利用の場合は対象外
	消耗品費	食器、衛生品等1点1万円未満のもの
	食材費	提供する食事に係る食料品の購入費用 ※運営スタッフの飲食、会食に係るものを除く。
	光熱水費	事業実施に要する電気、ガス、上下水道に係る費用 ※事業の実施に要した金額を明確にすること。 ※自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合を除く。
	印刷費	チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費用
	手数料	運営スタッフの検便等の検査手数料及び振込手数料
	保険料	利用者や運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任等の保険料
	備品購入費	1点1万円以上で、事業実施に当たって必要な備品及び物品の購入費用 ・調理に要する鍋やフライパン等の器具 ・その他備品又は物品として適当と判断するもの